

総長室顧問に関する申合せ

平成19年3月23日
総長 裁定

- 第1 総長室が行う業務に対して、全学的な見地から助言及び支援を求めるため、総長室顧問を置くことができる。
- 第2 総長室顧問は総長が指名し、役員懇談会に報告するものとする。
- 第3 総長室顧問を置く期間は、総長の在任期間を超えないものとする。
- 第4 この申合せによりがたい場合は、別途その取扱いを定める。

附 則

この申合せは、平成19年4月1日から実施する。